

# 感染対策委員会 令和8年4月1日

構成委員 委員長 松岡 万知 委員 大槻 若奈 事業所責任者 寺本 有二  
感染対策担当者 寺本 有二

委員会開催頻度 おおむね3カ月に1回以上(初回は4月を予定)

感染対策委員会は、事業所の安全や衛生環境等を維持することを目的とする。  
定期的に又は臨時に委員会の開催の必要があるときは、委員長が招集し開催する。  
状況に応じた感染症及び食中毒及び熱中症の予防及びまん延の防止のための指針の策定や  
見直しを行う。  
事業所に感染対策担当者を置き連携に努める。

感染症発生時の連絡体制 施設内部⇒家族⇒市町、県、保健所

緊急時の対応を行うため以下の取り組みについても検討を行う。  
業務継続計画(感染症等及び災害等)の策定、見直し、備え付け  
ハザードマップ・避難場所等の掲示、見直し、備え付け  
前回の避難訓練内容の振り返り  
特殊災害の対応に関して定める防災対策マニュアルの策定、見直し、備え付け  
防犯・不審者対応マニュアルの策定、見直し、備え付け

# 新型コロナまん延防止マニュアル

(社会福祉施設等における感染拡大防止の留意点について)

※厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 令和2年3月6日 事務連絡を基準としています。

社会福祉施設等(通所・短期入所等)において

新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合の対応について1. 新型コロナウイルス感染が疑われる者について新型コロナウイルス感染が疑われる者とは、社会福祉施設等(通所・短期入所等に限る。)の利用者等(当該施設等の利用者及び職員をいう。)であって、風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上(高齢者・基礎疾患がある者・妊婦である利用者等については2日程度)続いている者又は強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある者をいう。

2. 通所施設等における対応

新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合、当該施設等は、当面、以下の対応を行う。なお、保健所の指示があった場合は、その指示に従うこと。

① 情報共有・報告等の実施

② 消毒・清掃等の実施

③ 濃厚接触が疑われる利用者・職員の特定

④ 濃厚接触が疑われる利用者に係る適切な対応の実施

⑤ 濃厚接触が疑われる職員に係る適切な対応の実施

① 情報共有・報告等の実施

当該施設等が新型コロナウイルスの感染が疑われる者を把握した場合、当該施設等は、保健所等に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けること。

また、速やかに管理者等への報告を行い、当該施設内での情報共有を行うとともに、指定権者への報告を行う。

さらに、当該利用者の主治医及び担当の居宅介護支援事業所等に報告を行う。

② 消毒・清掃等の実施

新型コロナウイルス感染が疑われる者が利用した部屋や車両等については、清掃を実施する。具体的には、手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭する。または、次亜塩素酸ナトリウム液※2で清拭後、湿式清掃し、乾燥させ2次亜塩素酸ナトリウム液の濃度については、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」(2019年3月)の88ページを参考にすること。なお、次亜塩素酸を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わないこと。トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで清拭する。

③ 濃厚接触が疑われる利用者・職員の特定

新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合、施設等においては、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる利用者・職員を特定する。

濃厚接触が疑われる者については、以下を参考に特定する。

・ 新型コロナウイルス感染が疑われる者と長時間の接触があった者  
・ 適切な感染の防護無しに新型コロナウイルス感染が疑われる者を介護していた者  
・ 新型コロナウイルス感染が疑われる者の気道分泌液若しくは体液、排泄物等の汚染物質に直接接触した可能性が高い者

④ 濃厚接触が疑われる利用者に係る適切な対応の実施

濃厚接触が疑われる利用者については、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。①の報告を受けた居宅介護支援事業所等は、保健所と相談し、生活に必要なサービスを確保する。なお、短期入所利用者においては、必要に応じ、入所施設・居住系サービスと同様の対応を行うこと。

⑤ 濃厚接触が疑われる職員に係る適切な対応の実施

濃厚接触が疑われる職員の中で、発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。発熱等の症状がない場合は、保健所と相談の上、疑われる職員数等の状況も踏まえ対応する。

# 虐待防止委員会 令和8年4月1日

構成委員 委員長 松岡万知 委員 大槻若奈 事業所責任者 寺本有二  
虐待防止責任者 寺本有二

委員会開催頻度 1年1回以上実施（年度初回は4月を予定）

虐待防止委員会は、利用者の人権を保護し、健全な支援を提供の観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、虐待の廃止に努めることを目的とする。

定期的に又は臨時に委員会の開催の必要があるときは、委員長が招集し開催する。状況に応じた虐待防止指針及びハラスメント防止指針の策定や見直しを行う。事業所に虐待防止責任者を置き連携に努める。

## 虐待発生時の連絡体制

施設内部⇒家族⇒市町村の障害者虐待防止センターや障害者権利擁護センターなど

虐待防止指針等の策定、研修資料・書類等の配布・見直し、成年後見人制度等の周知等の取り組みを行います。

## 虐待に関する相談・苦情等への対応

苦情解決責任者の設置・活用を図るとともに、苦情解決体制の積極的な周知を図ります。

# 虐待防止委員会

## 1. 目的

障害者に対する虐待はその尊厳を害するものであり、障害者の自立と社会参加にとって障害者虐待の防止を図ることが極めて重要です。

こうした点等に鑑み、障害者虐待の防止や養護者に対する支援等に関する施策を推進するため、平成23年6月17日、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「障害者虐待防止法」といいます。)が議員立法により可決、成立し、平成24年10月1日から施行されました。

施設・事業所を利用されている利用者が、安心して利用できるように、職員が行ってはならない虐待行為について整理し、法人としての虐待予防に向けた体制・取り組みを定め、万が一虐待行為が発生した場合の法人としての対処方法を定めるため、虐待防止委員会を設立する。

## 2. 事業者としての責務

理事長等の設置者及び管理者は、自ら利用者の人権擁護の意識を高め、地域に開かれた施設として、利用者が安心してサービスを利用できるよう、そのための理念や倫理綱領などを明文化し、職員一人ひとりに周知・徹底させます。

## 3. 虐待の種類(具体的な内容)

### ①身体的虐待

身体に外傷が生じ、もしくは生じる恐れのある暴行を加え、または正当な理由なく身体を拘束すること。

(平手打ちにする、殴る、蹴る壁に叩きつける、つねる正当な理由なき車いす等への固定、居室等への閉じ込め、投棄等)

### ②性的虐待

わいせつな行為をすること、またはわいせつな行為をさせること。

(性交・合理的理由なき性器への接触、本人の前でわいせつな言葉を発する等)

### ③心理的虐待

著しい暴言、もしくは拒絶的な対応または不当な差別的言動、その他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(「バカ」「アホ」等の侮辱する言葉を浴びせる、大声で叱責する、仲間に入れない、話しかけを無視する、人格をおとしめるような対応等)

### ④放棄・放任(ネグレクト)

心身的に衰弱させるような減食または長時間の放置、粗悪な環境の放置等。

(排泄や洗身、爪切り、下着交換等の介助を長時間しない、汚れた服を長時間着せたままにする、汚れた居室等を長時間掃除しない、その他上記①～③の行為の放置等)

### ⑤経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、その他不当に財産上の利益を得ること。

(年金や賃金を渡さない、不当な年金等の管理等)

# 身体拘束等適正化委員会 令和8年4月1日

構成委員 委員長 松岡万知 委員 大槻若奈 事業所責任者 寺本有二  
身体拘束防止責任者 寺本有二

委員会開催頻度 1年1回以上(年度初回は4月を予定)

身体拘束等適正化委員会は、利用者の人権を保護し、健全な支援を提供する観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、身体拘束の適正化に努めることを目的とする。

定期的に又は臨時に委員会の開催の必要があるときは、委員長が招集し開催する。

状況に応じた身体拘束等の適正化のための指針の策定や見直しを行う。

身体拘束が本当に必要なのかの基準及び実施期間の検討を行う。

事業所に身体拘束防止責任者を置き連携に努める。

## 身体拘束発生時の連絡体制

施設責任者⇒家族⇒県市町村の障害者虐待防止センターや障害者権利擁護センターなど

緊急時やむを得ない身体拘束を行った場合は、ケース記録の記載を職員に指示することとし、内容は以下の項目として、必要があれば開示できるよう保存する。

- ・症状、状況等
- ・身体拘束による行動制限をせざるを得ない理由
- ・身体拘束の行動制限の方法、日時、期間、対応者、場所
- ・施設長・責任者への連絡時刻、家族への連絡時刻
- ・身体拘束等適正化についての検討会議の内容